

## 搬入車両登録に係る電子車検証の取扱いについて

日頃から大阪湾広域臨海環境整備センターを御利用いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、国土交通省では、令和5年1月4日より自動車検査証（以下、「車検証」という。）の電子化を行い、それ以降に新規登録や継続検査等、従来であれば紙の車検証が新しく発行される手続きを行った車両については、A4サイズの車検証ではなく、ICチップを搭載したA6サイズの電子車検証が交付されております。

当センターでは、廃棄物埋立処分契約申込時に搬入車両の登録に当たり、車検証の写しの提出を求めているところですが、電子車検証の券面には、廃棄物埋立処分契約申込に係る確認事項とする情報が記載されていないため、**電子車検証の写しでは車両登録の可否が判断できません。**

つきましては、電子車検証の制度開始から最低3年間は、電子車検証発行時や更新時にすべての車検証情報が記載された「自動車検査証記録事項」が発行されることとなっておりますので、その間は、**「自動車検査証記録事項」の写しの提出をもって、車検証の写しの提出とさせていただきます**ので、御留意ください。

### 記

#### <電子車検証が発行された車両を登録する場合の添付書類>

○「**自動車検査証記録事項**」の写しをもって車検証の写しの提出とします。

※電子車検証の写しでは車両の登録ができませんので、御注意ください。

電子車検証が発行されていない車両については、従来どおりA4サイズの車検証の写しを御提出ください。

<問い合わせ先>

大阪湾広域臨海環境整備センター 業務課

電話 06-6204-1722